平成２１年（フ）第４２５号
神奈川県相模原市田名6718番地３
債務者　青木　清忠
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２３１号
広島県福山市多治米町２丁目７番８―９号ハイグレードタウン多治米Ｅ
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３０９号
広島県福山市引野町南１丁目33番10―206号県住
債務者　下畑　幸美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１１５５号
東京都八王子市南大沢３丁目４番地４―507
債務者　佐藤　眞稔
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１６６号
東京都狛江市和泉本町２丁目25番５号狛江荘
債務者　川島　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１６０号
東京都八王子市長沼町343番地４ラ・ガーディア長沼205号
債務者　永瀬　孝仁
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９４１号
東京都墨田区菊川２丁目23番１―304号ヴェルレージュ菊川
債務者　稲垣　眞美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１０７号
東京都板橋区中丸町７番９―101号
債務者　原　　桂子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１６５号
東京都八王子市元本郷町３丁目11番21号コーポ多賀301号
債務者　関　　栄子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１０５号
東京都八王子市中野上町５丁目18番１号エスポアール1989Ａ棟
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第９１３号
福岡市中央区天神１丁目15番35号
破産者　株式会社エクセルマックス
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９１６号
福岡市中央区天神１丁目15番35号
破産者　株式会社セーラムエンタープライズ
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２９０号
愛知県春日井市岩成台３丁目６番地25　はなぶさＤ棟101号
破産者　加藤　行成
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９１号
愛知県春日井市岩成台３丁目６番地25　はなぶさＤ棟101号
破産者　加藤しづ子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５０号
三重県桑名市大字小貝須1930番地
破産者　梶原　正和
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第３６８号
三重県四日市市朝日町４番23号
破産者　吉田　仁美
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第２３３８号
福岡市中央区桜坂３丁目８番３号
破産者　株式会社ニップ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部